

令和元年6月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 14名)

|     |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|----|
| 1番  | 表 | 谷 | 茂 | 浩  |
| 2番  | 中 | 谷 | 松 | 助  |
| 3番  | 福 | 田 | 晃 | 悦  |
| 4番  | 稲 | 岡 | 健 | 太郎 |
| 5番  | 南 |   | 正 | 紀  |
| 6番  | 寺 | 井 |   | 強  |
| 7番  | 堂 | 下 | 健 | 一  |
| 8番  | 南 |   | 政 | 夫  |
| 9番  | 越 | 後 | 敏 | 明  |
| 10番 | 田 | 中 | 正 | 文  |
| 11番 | 富 | 澤 | 軒 | 康  |
| 12番 | 櫻 | 井 | 俊 | 一  |
| 13番 | 林 |   | 一 | 夫  |
| 14番 | 久 | 木 | 拓 | 栄  |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 小 | 泉 | 勝 |   |   |   |   |   |   |
| 副 | 町 | 長 | 庄 | 田 | 義 | 則 |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 間 | 嶋 | 正 | 剛 |   |   |   |   |
| 参 |   | 与 | 新 | 田 | 辰 | 巳 |   |   |   |   |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 浜 | 村 | 大 |   |   |   |   |
| 富 | 来 | 支 | 所 | 長 | 本 | 吉 | 茂 | 樹 |   |   |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 山 | 下 | 光 | 雄 |   |
| 情 | 報 | 推 | 進 | 課 | 長 | 門 | 口 | 和 | 彦 |   |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 岡 | 部 |   |   |   | 亮 |   |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 西 |   |   |   |   | 清 | 孝 |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 高 | 野 |   |   | 正 |
| 環 | 境 | 安 | 全 | 課 | 長 | 宮 | 下 |   |   | 隆 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 商工観光課長      | 荒川 仁  |
| 農林水産課長      | 大谷 清樹 |
| まち整備課長      | 関田 勝行 |
| 富来病院事務長     | 川畑 智  |
| 会計管理者(会計課長) | 北 富美夫 |
| 学校教育課長      | 山口 勝好 |
| 生涯学習課長      | 平井 清  |

(職務のために出席した者の職氏名)

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 出崎 茂男 |
| 議会事務局参事 | 前田 稔  |
| 議会事務局主幹 | 坂上 大輔 |

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第39号ないし第44号及び請願第4号ないし第6号  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 諮問第1号ないし第5号 (提案理由説明・即決)

日程第4 議員提出 発議第5号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1 諸般の報告**

**寺井強議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

日程第2 町長提出 議案第39号ないし第44号及び請願第4号ないし第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**寺井強議長** 次に、町長提出 議案第39号ないし第44号及び請願第4号ないし第6号を一括して議題とします。以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

**寺井強議長** 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案2件、請願2件について、12日に審査しましたのでご報告いたします。

議案第42号 志賀町森林環境譲与税基金条例については、森林環境税、森林環境譲与税の創設に伴い、新たに条例を制定するものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。次に、議案第43号 志賀町コミュニティバスの運行にかかる条例の一部を改正する条例については、コミュニティバス改編計画に基づき、所要の条例改正を行うものであります。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、請願第5号 主要農産物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願については、県議会の議論を踏まえて判断すべきものとの意見があり、採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。次に、請願第6号 主要農産物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願については、国の議論を踏まえて判断すべきものとの意見があり、採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

**林一夫教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で付託されました議案1件と請願1件について、13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

議案第44号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、病院事業の付帯事業として介護保険法に基づく居宅介護支援事業所を設

置するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、介護支援専門員（ケアマネージャー）の配置基準や町内居宅介護支援事業者での配置状況などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。次に、請願第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充にかかる意見書の提出を求める請願については、紹介議員から説明を受け、審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 予算決算常任委員会委員長 田中 正文君。

**田中正文予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告いたします。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託されました令和元年度補正予算に係る議案3件について、14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第39号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第2号）につきましては、プレミアム付商品券事業及び旧堀松保育園解体事業の追加や国の内示額確定に伴う社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業の所要額の補正を主とするものであり、議案第40号 令和元年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年10月からの消費税増税に伴う介護保険システム改修委託料の増額を主としての、所要額を補正するものであり、議案第41号 令和元年度志賀町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、国庫補助金の内示に伴う国庫補助金の減額のほか、建設改良費を減額するなど、所要額を補正するものであります。委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認または可決すべきものと決した次第であります。以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98条により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。私は請願第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充にかかる意見書の提出を求める請願、請願第5号 主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願、請願第6号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願についていずれも賛成の立場から討論を行います。

まず請願第4号につきましては、2018年版過労死白書は教職員の一日当たりの平均勤務時間は、11時間17分とあり、教員の働き方改革はきっきんの課題であり、それを資する教職員定数の改善こそ求められると思います。また、本年度の政府予算は少子化に伴って減る教員数いわゆる自然減数の算出の見込みよりも少なく、自然減以上の削減を強いる予算となっています。従って義務教育費、国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元を求めることは最小限の要求と言えとの立場から、請願第4号には賛成といたします。次に請願第5号 主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願、請願第6号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願についてであります。この2つの請願はいずれも主要農作物種子法の廃止に伴うものであります。第5号では、国の施策からの防波堤として石川県独自の種子法と同じ種子の、種子の保全のための県条例の制定を求めるものであり、第6号では、もともとあった主要農作物種子法の復活等を国に求めるものであります。この間、国は家族農業を支えてきた米直接交付金の廃止、昨年4月1日の種子法廃止、

そして先月末の日米首脳会談での来年のアメリカ大統領選挙をにらんだ農産物関税の撤廃をせまるトランプ大統領にきちんと形にするので、選挙が終わるまで待ってくれと頼んだという首相、それに対してなのかトランプ大統領の8月には素晴らしい発表がなどとの報道。これらは日本の食と農を決して守らない国の姿勢が浮き彫りになったと思います。米、麦、大豆の優良な種子の生産、普及を各都道府県に義務づける主要農作物種子法は、1952年制定以来、都道府県が開発した優秀な品種を奨励品種と定め、生産者に提供することで、国民への安定的な食料供給はもちろん過度な民間参入や試験流出を防ぐ大きな役割を果たしてきました。石川県も長い年月をかけて新しい石川の米、ひゃくまんごくを開発し、その生産がようやく軌道に乗ってきたところであります。国民に安定した農産物と食料を届けるのは、国や県の義務と言えます。しかし政府は2017年に主要農作物種子法の廃止法案を成立させ2018年4月1日に廃止しました。同じく2017年に成立した農業競争力支援法を根拠に都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極的に提供する方針を示しています。種子を民間にゆだねた場合、改良された新種子に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念され、趣旨の価格が大幅に高騰することにもなりかねず、更に外資系事業者の参入により遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食の安全安心が脅かされることが危惧され消費者にとっても影響が大きいものと言えます。従って日本人の食の安全、日本農業、農業者を守るため安心して種子を作り続けられるよう、石川県に対して新たな県条例制定を求める請願第5号には賛成をするのであります。

次に請願第6号についてであります。この請願は先程も申し上げましたが、もともとあった主要農産物種子法をそのまま復活させてほしいというものであります。種子法がなぜ廃止されたのか分からない。地域に適した品種の維持は、行政の管理が不可欠との声があがり近隣を含め多くの同県が独自の条例を作り、また、準備をしているところであります。この間築き上げてきた試験場等の取り組みが、後退することがないように廃止された種子法の復活等を求めることに対しても、賛成をするものであります。以上3つの請願につきまして賛成理由を述べさせていただきましたが、議員各位におかれましては、なにとぞ慎重なるご判断のうえ、希望あるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、私の賛成討論といたし

ます。ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ほかにありませんか。

討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。

まず、町長提出 議案第39号 令和元年度志賀町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第40号 令和元年度志賀町介護保険特別会計補正予算第1号について及び第41号 令和元年度志賀町下水道事業計画補正予算第1号についてを一括して採決します。

お諮りします。以上の両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第42号 志賀町森林環境贈与税基金条例についてないし、第44号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

まず、請願 第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長**：起立全員。よって本請願は採択と決しました。

**寺井強議長** 続いて、請願第5号 主要農産物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**寺井強議長** 起立少数。よって本請願は不採択と決しました。

続いて請願第6号 主要農産物種子法の復活等を求める意見書採択に関する請願を採決します。本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**寺井強議長** 起立少数。よって、本請願は不採択と決しました。

**林一夫議員** 議長。

**寺井強議長** 林一夫君が発言を求めていますので、これを許可します。13番 林一夫君。

**林一夫議員** 先ほどの請願第4号の採択に伴い、この際委員会提出議案を提出させていただきます。よろしく願いいたします。

**林一夫議員** (議長に議案を提出)

**寺井強議長** ただ今、教育民生常任委員会委員長林一夫君から委員会提出発委第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についての提出がありました。お諮りします。ただ今、提出のありました委員会提出発意第5号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

---

**日程第1 発委第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)**

**寺井強議長** 発意第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。議案を配布してください。

(事務局議案を配布)

**寺井強議長** 本案の提出者から説明を求めます。教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

**林一夫教育民生常任委員長** 議長。

**林一夫教育民生常任委員会委員長** 先ほどの請願第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める請願の採択に伴い、ただ今提出させていただきました、発委第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、説明をさせていただきます。

本意見書の趣旨につきましては、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に戻して、教職員の定数改善に向けた財源を保障し、子ども達が全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることを求めるものであります。明日の日本を担う子ども達を育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのために教職員定数の改善は欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、小泉内閣の三位一体改革により、義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。そのため独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。こうした観点から、2020年度の政府予算概算要求に向けての意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、本委員会で決定をし、今回、議案を提出させていただいたものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言者なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**寺井強議長** これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。よって本案は原案のとおり、可決されました。

---

日程第3 町長追加提出 諮問第1号ない次第5号(提案理由説明、即決)

**寺井強議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、諮問第1号ないし第5号を一括して議題とします。以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

**小泉勝町長** はい、議長。

去る6月4日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた人事案件にかかる諮問5件について、その概要をご説明申し上げます。

諮問第1号から諮問第5号については、いずれも本年9月30日をもって、任期が満了となる人権擁護委員について、再推薦又は新たに推薦するにあたり、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号については、福浦港の直宮和江氏を、諮問第2号については、上

棚の 徳山武志 氏を、諮問第 3 号については、鹿頭の 藤懸了世 氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 4 号については、倉垣の 山崎豊治 氏に代わり、火打谷の 福本英夫 氏を、諮問第 5 号については、牛ヶ首の 穴田實 氏に代わり、赤住の 岡崎昌子 氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

各件につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

お諮りします。人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町福浦港の直宮和江氏、志賀町上棚の徳山武志氏、志賀町鹿頭の藤懸了世氏、志賀町火打谷の福本英夫氏、志賀町赤住の岡崎昌子氏をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって各件は適任として答申することに決しました。

---

#### 日程第 4 発議第 5 号 (趣旨説明・質疑・委員会付託・討論、採決)

**寺井強議長** 次に、本日表谷茂浩君ほか 2 名から提出のありました発議第 5 号を議題とします。本案の提出者から、説明を求めます。

**表谷茂浩議員** はい、議長。

**寺井強議長** 1 番 表谷茂浩君。

**表谷茂浩議員** 今回提出しました、発議第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書について、ご説明いたします。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けるうえで、極めて重要な役割を果たしています。このような子供の力は、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて育まれるものであり、家庭教育の基礎を

しっかり築くことがあらゆる教育につながります。また、子供は地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、学校や地域の様々な人たちが関わって、子供の成長を支えていくものであります。しかしながら、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中、子育てに対する不安や問題を抱えて孤立する親が増え、その結果、過保護や過干渉、放任や虐待など家庭の教育力の低下に加え、他人の子供を注意できない、地域の教育力も低下していると指摘されています。これまでも、家庭教育を支援するための様々な取り組みが行われてきましたが、より一層の支援が求められております。教育基本法第10条においても、国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めており、今こそ社会全体で家庭教育を支えあう仕組みが必要であります。

よって、国におかれましては、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進し、家庭教育支援法を制定するよう強く要望するため、地方自治法第99条により、志賀町議会から国、及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、将来を担う子どもたちにかかる重要な要望案件とご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますよう申し上げ、以上、本件趣旨説明といたします。

**寺井強議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 委 員 会 付 託 )

**寺井強議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

-----  
( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。私は発議第5号 家庭教育支援法の早期制定を求める意見書についての提出に反対する立場から討論を行います。

私は子供の成長における家庭の役割、家庭教育というものの重要性をいささかも否定するものではありません。ただ本来家庭教育は自主的に行われるべきものであって、法律で命じて特定の価値観を各家庭に押し付けることは大きな問題があると思います。1つには子供たちの人格形成に必要なことは、狭く家庭での教育の中に押し込められるようなものではなく、子供の権利条約に規定されているようにすべての子供の学び、健やかな成長を補償することであり、国と自治体は教育条件と社会的環境を整えるその責任を果たすべきであると思います。今一つは、子育てには正解や正しい形などというものはなく、個人の尊厳、行政の平等、子供の権利などの民主主義的な価値を期待しつつ、家庭教育の多様性と重視性を尊重すべきものと思います。どんな家庭を作るのか、どんな子育てをするのかは各家庭で考えるべきであり、公権力があり方を法律で指図する性格のものではありません。戦時中には、戦時家庭教育指導要項が制定され、戦争に協力し天皇に奉仕する子を育てるための教育が各家庭において徹底されました。家庭教育支援法は、これと同様に特定の価値観を各家庭におしつけることを可能にするものであって、到底容認できるものではありません。

よって私は、家庭教育支援法の早期制定を求める意見書の提出には反対いたします。

なにとぞ議員各位におかれましては、慎重なるご判断のうえ断固としたご決議を賜りますようお願いを申し上げます、私の反対討論といたします。

ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に原案に賛成者の発言を許します。

**南正紀議員** はい、議長。

**寺井強議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、発議第5号 家庭教育支援法の早期制定を求める意見書に対し賛成の立場で討論をいたします。

現在、核家族化の進行や地域における絆の希薄化など著しい家庭環境をとりまく変化により、子供たちに対する過保護、過干渉、放任など家庭教育力の低下が強く指摘され、申告な事態になりつつあると懸念が指摘されております。両親、祖父母との別居により、経験不足に基づいた子育てのノウハウが得られない点や、近隣住民とのコミュニケーションの減少により、子育てに関する情報が得にくくなってきた現状は歓迎されるものではありません。連日のように報道される児童虐待につきましては、愛情に満ち溢れた子育てに対する教育について、両親、祖父母の世代からの教育が大きく不足した結果とも考えられます。子育てにつきましては、その技量はもちろんではありますが、上の世代から継承された心の豊かさも大いに必要とされるものであります。厚生労働省の調査によりますと、平成29年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は、13万3,778件、前年度比1万1,203件増と講評されました。これは過去最多であり、統計を取り始めた1990年から27年連続で増加しており深刻さは増すばかりであります。また若い夫婦による出産や育児などが人間関係の薄れた地域社会の中で孤立してしまう現状も増えており、行政からのより積極的な家庭教育への支援が必要となっております。我が国の将来の担い手である子供たちを育成させる家庭は、社会と国家の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤となるものとともに、教育基本法第10条においては、父母等の保護者は子の教育について第一任的責任を有し国は家庭教育の重視性を尊重しつつ保護者の学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるように努めなければならないと規定しています。

そのような環境下、熊本県におきまして2013年4月に熊本家庭教育支援条例が施行されて以来、鹿児島、静岡等多くの県で条例が制定されております。市町村におきましても2015年に本県加賀市において条例が施行されるなど次々と条例制定の動きが続いております。これらを勘案するに家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭教育支援法の制定が強く求められると考えます。よって本件議案につきましては大いに賛同するものであります。議

員各位におかれましては、本件趣旨を十分ご理解いただきご賛同いただきますようにお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 他にありませんか。討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。この採決は、起立によって行います。

議員提出 発議第5号 家庭教育支援法の早期制定を求める意見書についてを採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

**寺井強議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

-----  
( 閉 議 ・ 閉 会 )

**寺井強議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和元年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時55分 閉会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第11号

入札結果報告

(令和元年5月28日 14件)

(令和元年5月30日 2件)

(令和元年6月13日 12件)

### 2 議長報告第12号

例月出納検査の結果について

(令和元年5月24日実施)

### 3 議長報告第13号

委員会審査報告について

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員長
- ・予算決算常任委員長

請願審査報告書

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員会長

### 4 議長報告第14号

閉会中の継続調査について

### 5 議長報告第15号

陳情書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 稲 岡 健太郎